



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 本市の地域福祉計画の変遷

本市では、平成16(2004)年度に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第1次地域福祉計画(平成17(2005)年度～平成20(2008)年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、市と安城市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の役割を明確にしました。

その後、平成20(2008)年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第2次地域福祉計画(平成21(2009)年度～平成25(2013)年度)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、さらには、「第3次地域福祉計画(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)」(以下「第3次計画」という。)、「第4次地域福祉計画(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)」(以下「第4次計画」という。)を策定し、これに基づき地域福祉を推進してきました。

### (2) 本市の地域福祉活動

平成9(1997)年度から概ね中学校区ごとに地区社協を発足させるとともに、町内会・自治会(以下「町内会」という。)を中心に民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)や老人クラブ、ボランティアなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と定めました。

その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などの「ふれあい交流活動」「介護教室等の学習活動」「福祉マップの作成」「地域での見守り活動」といった様々な小地域福祉活動が地域の実状にあった方法で取り組まれてきました。

また、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23(2011)年度から平成24(2012)年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25(2013)年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めてきました。

その結果、平成28(2016)年度には、市内すべての町内会において町内福祉委員会(一部連合設置があるため76町内福祉委員会)が発足しています。

### (3) 地域福祉を取り巻く課題

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待などの発生が憂慮されています。

また、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる「2025年問題」、団塊ジュニア世代が65歳以上になる「2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)」などを考えると、今後、要介護者の割合が高くなる後期高齢者が増え、急激な介護力不足が予想されます。

さらには、高齢者、障害のある人、子ども等の各分野では、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、ヤングケアラー、はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人の増加、育児と介護が同時期に発生するダブルケアを抱える世帯の増加など、世代等を超えた複雑多岐な地域生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

平成29(2017)年成立の改正社会福祉法では、市町村に包括的な支援体制を整備することが努力義務として規定され、加えて令和3(2021)年成立の改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑かつ複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性や世代を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が新たに規定され、その対応が求められています。



#### (4) 新たな地域福祉計画の必要性と目指すもの

こうした様々な社会環境等の変化に伴う新たな課題や法制度に対応するため、第4次計画の見直しを行い、「第5次地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性があります。また、地域福祉を取り巻く課題は、8050問題のような複雑かつ複合的な地域生活課題、制度の狭間の課題、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、家族や地域のつながりの弱まりなど、多くの課題が顕在化しています。

そこで、本計画では、重層的支援体制整備事業を実施することにより、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」を目指します。

そして、これによって、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」を整備し、「地域共生社会」を実現していきます。



### ■地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が高齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

また、地域福祉活動は住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動のことです。

かつて、住民の相互扶助の仕組みがあった地域においても、生活環境が変わり、支え合いの仕組みや考え方も変わりました。そのため、厚生労働省は、住民と行政の協働による新たな福祉、地域における新たな支え合いについての方向性を、平成19年度に開催した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書にまとめています。

この報告書では、特に高齢者や障害のある人への公的な福祉サービスは飛躍的に充実したもの、制度の狭間にある問題や住民の多様なニーズをすべて公的に対応することは不可能かつ適切ではないため、基本的なニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、新たな支え合い(共助)の拡大、強化が求められると提言しています。

### ■地域共生社会とは ※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

### ■重層的支援体制整備事業とは ※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生まれる支援ニーズに応えるために創設された、属性や世代を問わず、すべての人びとを対象とする事業です。

これまでのような福祉を各分野に分けていた壁を取り払うことで、複合課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、住民等による地域活動の取組を展開しやすい仕組みとなっています。

つまり、重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けるのではなく、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めることで、市町村全体の支援体制をつくる仕組みであるといえます。

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築をコンセプトに「属性や世代を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、それらを効果的・円滑に実施するため「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5事業を一体的に実施する事業となります。



# 1－2 計画の位置づけと期間

## 1 根拠となる法律

本計画の根拠法は社会福祉法です。第107条に市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されています。

なお、同法第4条第2項において「地域福祉の推進」が規定され、第3項には、地域生活課題の把握、連携、解決といった地域福祉の推進の理念が明確化されています。

さらに、第106条の3では、市町村による包括的支援体制の整備を努力義務として規定しているほか、第106条の4では、重層的支援体制整備事業について明記しています。

### 【社会福祉法(一部抜粋)】

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### (包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2)地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3)生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

### (重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1)地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

(2)地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3)地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

(4)地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5)複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6)前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業



## 2 計画の位置づけ

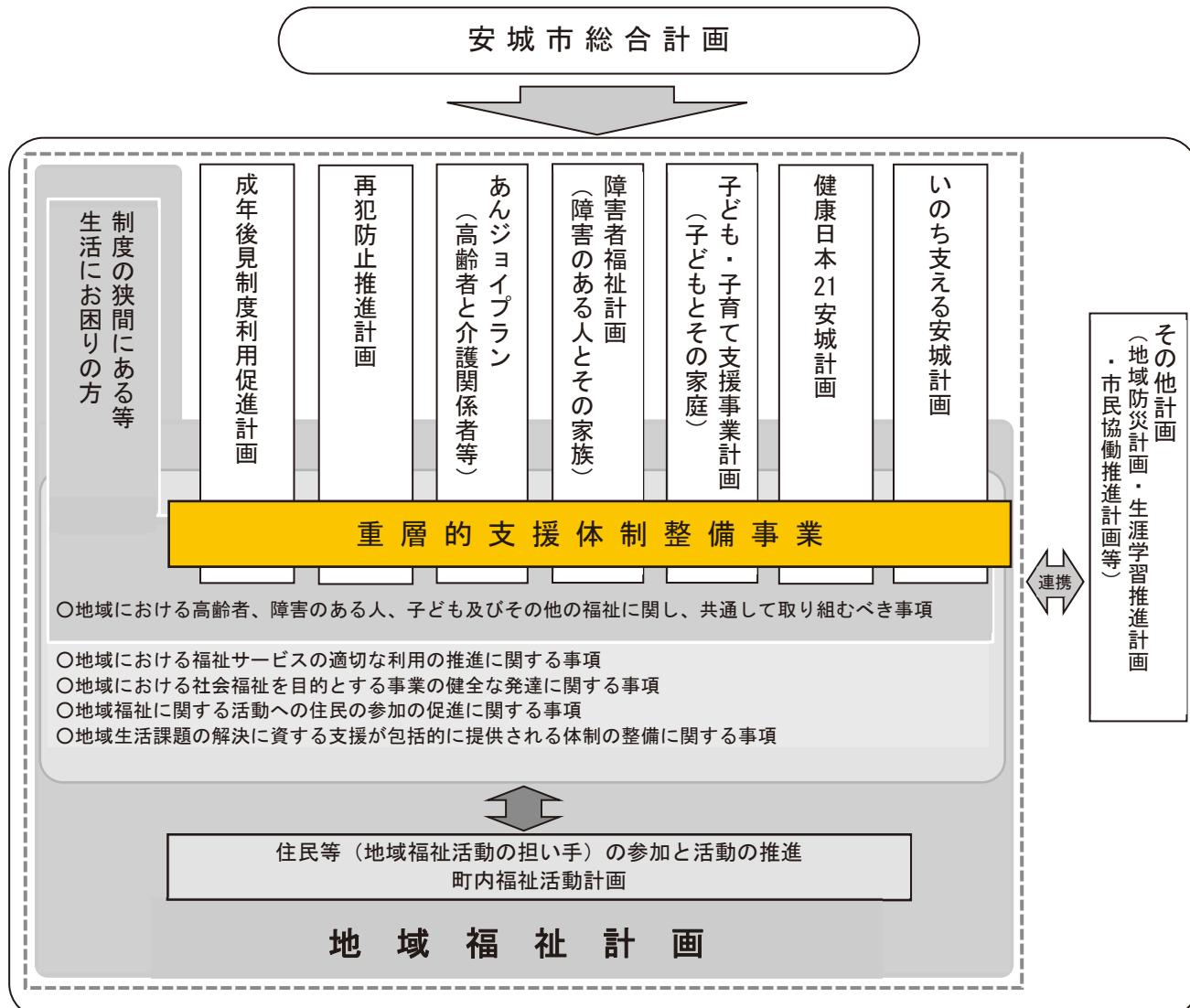
本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。

また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけています。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第4次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。

なお、本計画は、各分野の福祉等関連施策を横断的につないでいく総合的な計画であることから、「成年後見制度利用促進計画」を包含するとともに、市町村において新たに策定が努力義務となった「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

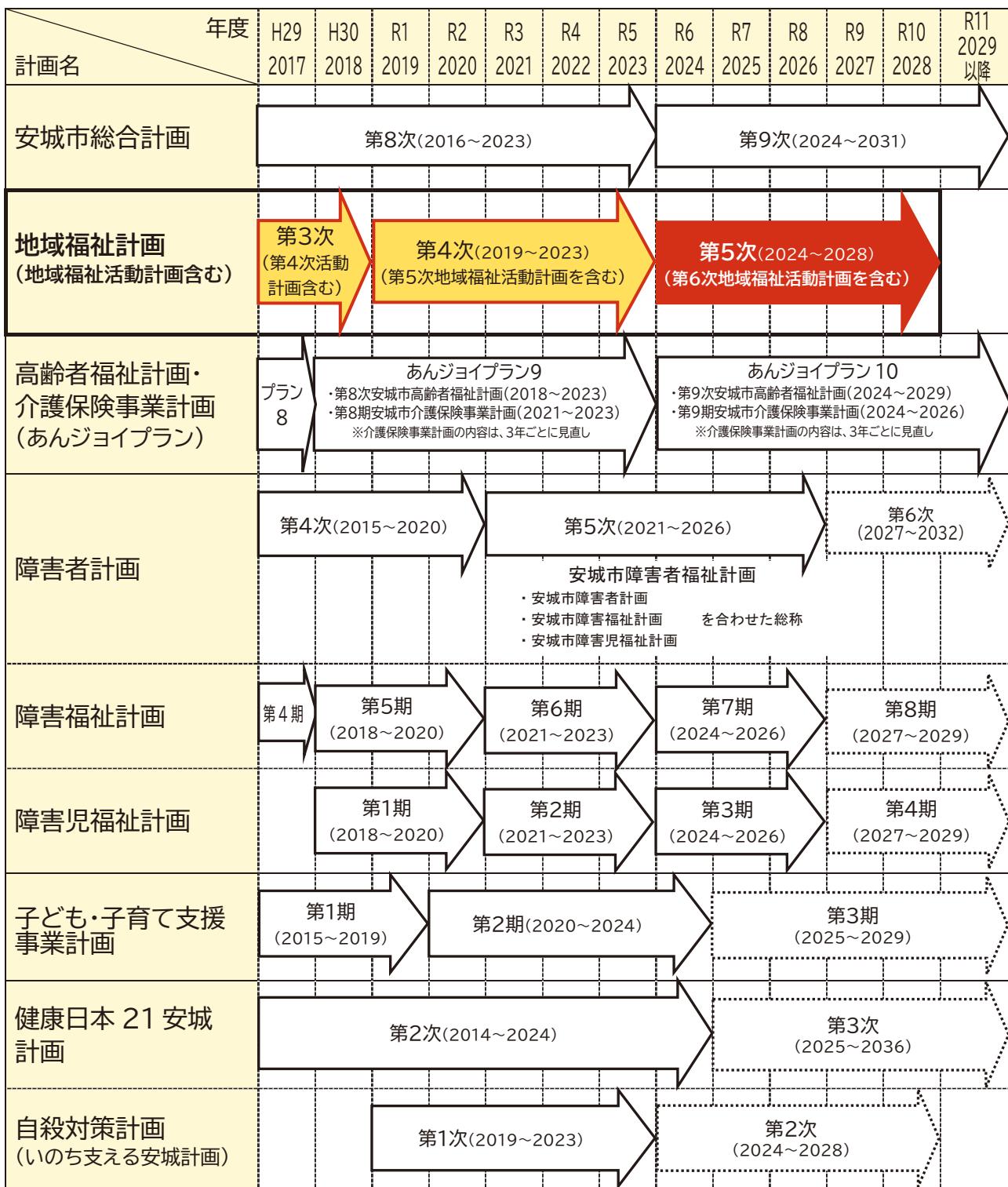
図1－1 地域福祉計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

図1-2 関連する計画の期間





## 4 SDGsとの関係性～地域福祉の側面からのSDGs実現を目指して～

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会全体の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

このSDGsが目標として掲げている「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉分野でこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりに相通じるものです。また、SDGsの17のゴールの中でも、「目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、「目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する」、「目標11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」については、地域福祉計画とも、非常に密接にかかわっています。

本計画は、地域福祉の側面からSDGsの実現を目指していく計画として位置づけられ、本市及び市社協、さらには市内住民の方々や本市内の事業所等も“地球市民”的の一員としてSDGsの17の目標における取組を意識し、自らの行動を問い合わせていくことに努めます。



## 1-3 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりです。

### 地域福祉計画 策定協議会

役割：市長から諮問を受け、審議と答申を行う。

構成：地域、福祉、保健、医療の関係団体代表者、学識経験者及び公募市民など 16 人

開催：6 回

### 地域福祉計画 策定幹事会

役割：基本理念なども含めた計画書全体の案を検討する。

分野別計画の共通部分の整理を行う。

各会議から抽出した課題に対する支援策についての事業調整及び協議を行う。

構成：市関係課の課長級の職員 12 人（事務局を除く。）

開催：6 回

### 地域福祉計画 策定分科会

役割：基本理念なども含めた計画書全体の案を作成する。

分野別計画の共通部分の整理や課題の絞込みを行う。

各会議から抽出した課題の取込みを行う。

具体的な施策について論議し、案の作成を行う。

構成：市関係課の主査～係長級の職員 12 人（事務局を除く。）

開催：7 回

府内組織

住民・関係団体

### 地域会議

役割：地域（町内福祉委員会等）の課題を抽出する。

構成：町内福祉委員

（町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会など）

開催：地区社協の区域（8 地区）ごとに計 3 回開催。

町内福祉委員会ごとに隨時会議を開催。

地区ごとの地域福祉活動の方針

各会議から抽出された課題・各主体が行うべき課題

#### ●安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

調査対象：住民基本台帳から無作為に選んだ 18 歳以上の市民 3,000 人

調査実施時期：令和 4 年 11 月 22 日（火）～12 月 12 日（月）

回収状況：有効回収：1,383 件、有効回収率：46.1%

#### ●安城市地域福祉計画策定のための事業所アンケート調査

調査対象：市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所 290 事業所（介護保険サービス事業所 186 事業所、障害福祉サービス事業所 104 事業所）

調査実施時期：令和 4 年 11 月 22 日（火）～12 月 12 日（月）

回収状況：有効回収：206 件、有効回収率：71.0%

#### ●地域福祉関係団体ワークショップ

参加団体：子ども・若者を対象とした活動を中心に実施する団体 10 団体

開催日：令和 5 年 7 月 12 日（水）



## 1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

### 1 重層的な福祉圏域の考え方

本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協(概ね中学校区)の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。

単位福祉圏域は、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」とします。

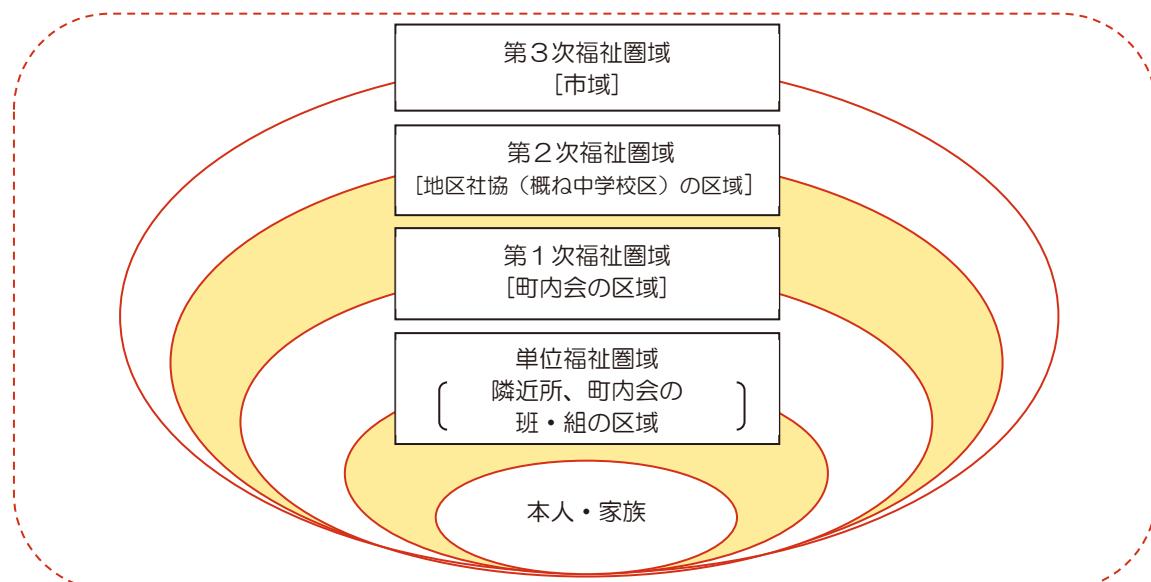
第1次福祉圏域は、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」とします。町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。

第2次福祉圏域は、複数の町内で構成される「地区社協(概ね中学校区)の区域」とします。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を開拓する圏域としての役割を担うものとします。なお、地域福祉活動の拠点として、福祉センターを8地区すべてに整備しました。

第3次福祉圏域は、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、「市域」とします。

そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を發揮しながら多様な地域福祉活動を開拓するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

図1-3 重層的な福祉圏域の概念図



## 2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

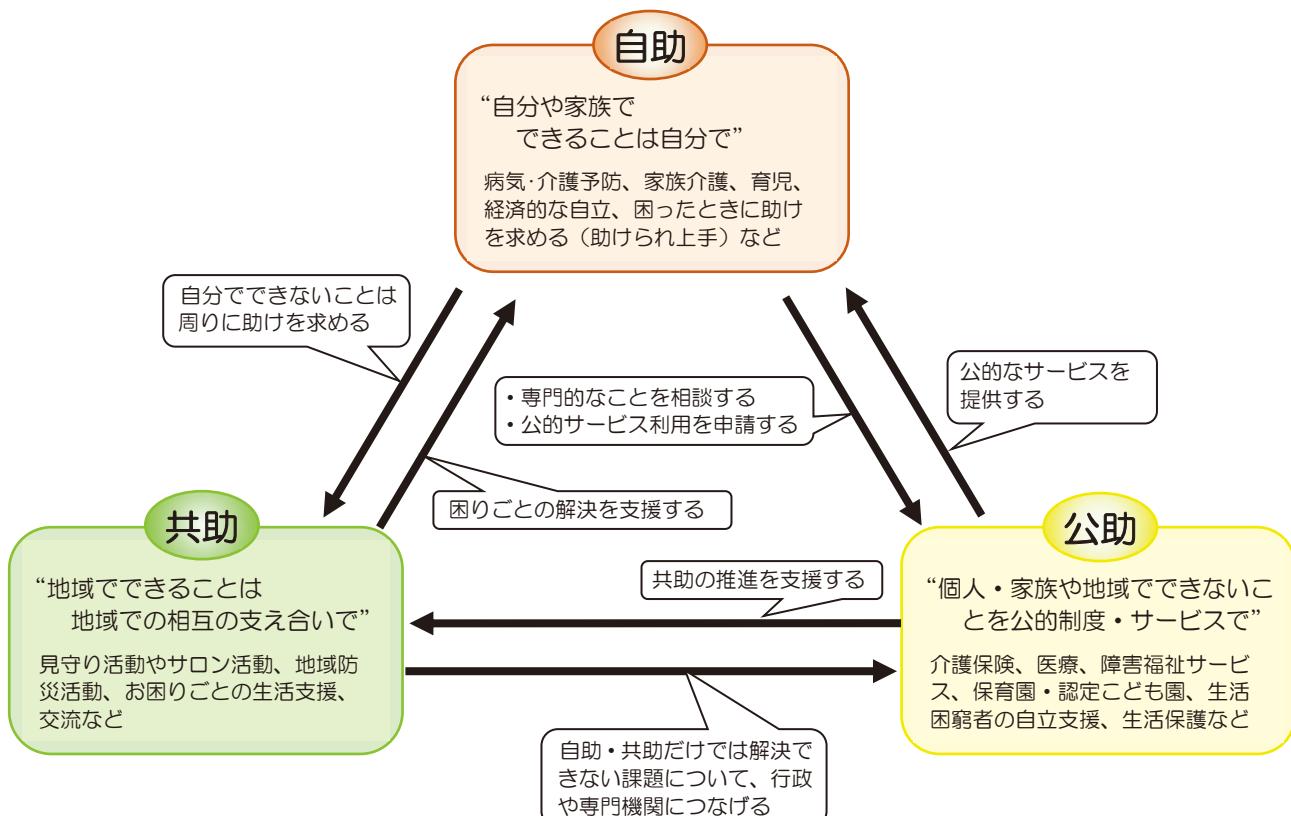
本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。

表1-1 自助・共助・公助における役割

区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助(本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分でできることを考え、行う。</li> <li>○家族で支え合う。</li> <li>○自己解決できない課題が生じた場合は周りに助けを求める。</li> <li>○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体(セルフヘルプグループ)の活動に参加する。</li> <li>○地域の人との交流を深める。</li> </ul>
共助(お互いの支え合い)	近所の人 (地域における身近な関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民同士が支え合う活動を実施する。</li> <li>○近所における課題を発見する。</li> <li>○いざという時の手助けを行う。</li> <li>○解決困難な課題を発見した場合、民生委員や町内会などと連携する。</li> </ul>
	町内会、町内福祉委員会 (地縁に基づいた住民組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の課題を把握する。</li> <li>○課題解決のための体制づくりを行う。</li> <li>○課題解決のために当事者、ボランティア、NPOと連携する。</li> <li>○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。</li> </ul>
	民生委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の課題はもとより、困りごとを抱えている住民一人ひとりの個別の課題を把握する。</li> <li>○課題解決のために町内会などと連携する。</li> <li>○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。</li> </ul>
	当事者団体 (同じ悩みや課題を抱える人達の組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。</li> <li>○住民の理解を促進するための働きかけを行う。</li> </ul>
	ボランティア、NPO (同じ目的を持つ自発的な構成員による組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域と連携した活動を行う。</li> <li>○専門性を活かし、町内福祉委員会はもとより、他の福祉事業者との連携・協働による「丸ごと」の支援ネットワークに関与・実践する。</li> </ul>
公助(公的な支援)	福祉事業者、NPO、民間企業 (福祉サービスを提供する組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者本位のサービスを提供する。</li> <li>○従事者の専門性を向上させる。</li> <li>○独自のサービスの開発と提供を行う。</li> </ul>
	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自助を啓発する。</li> <li>○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。</li> <li>○ボランティアなどの担い手の養成と支援を行う。</li> <li>○公的なサービスを提供する。</li> <li>○セーフティネットを整備する。</li> <li>○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。</li> <li>○専門的な支援を必要とする人に対応する。</li> <li>○共助の推進を支援する。</li> <li>○当事者団体を支援する。</li> </ul>



図1-4 自助・共助・公助の位置づけ



参考：厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成25（2013）年3月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。このなかでは「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。としています。



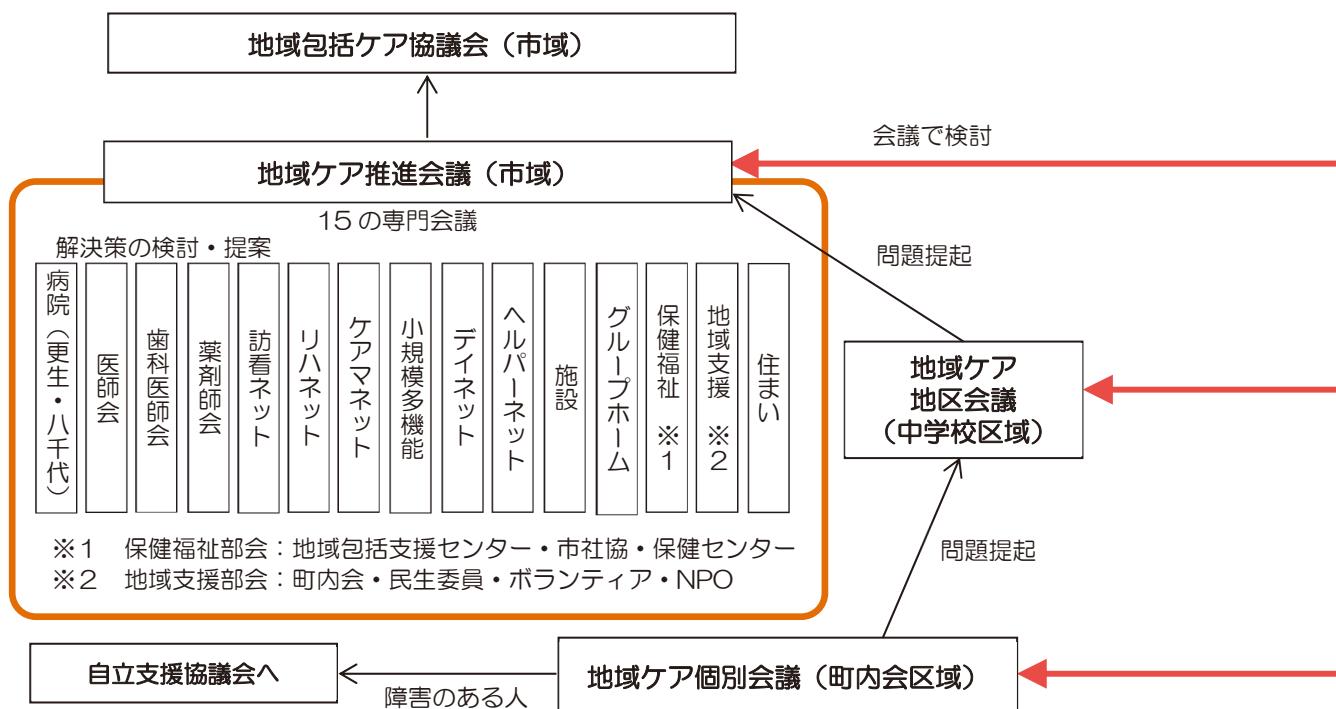
### 3 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

支援を必要とする人が地域の中で安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。

日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関はどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実状です。

ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心とした支援イメージを図案化しました。

図1-5 高齢者への支援イメージ図(安城市版地域包括ケアシステムのイメージ)



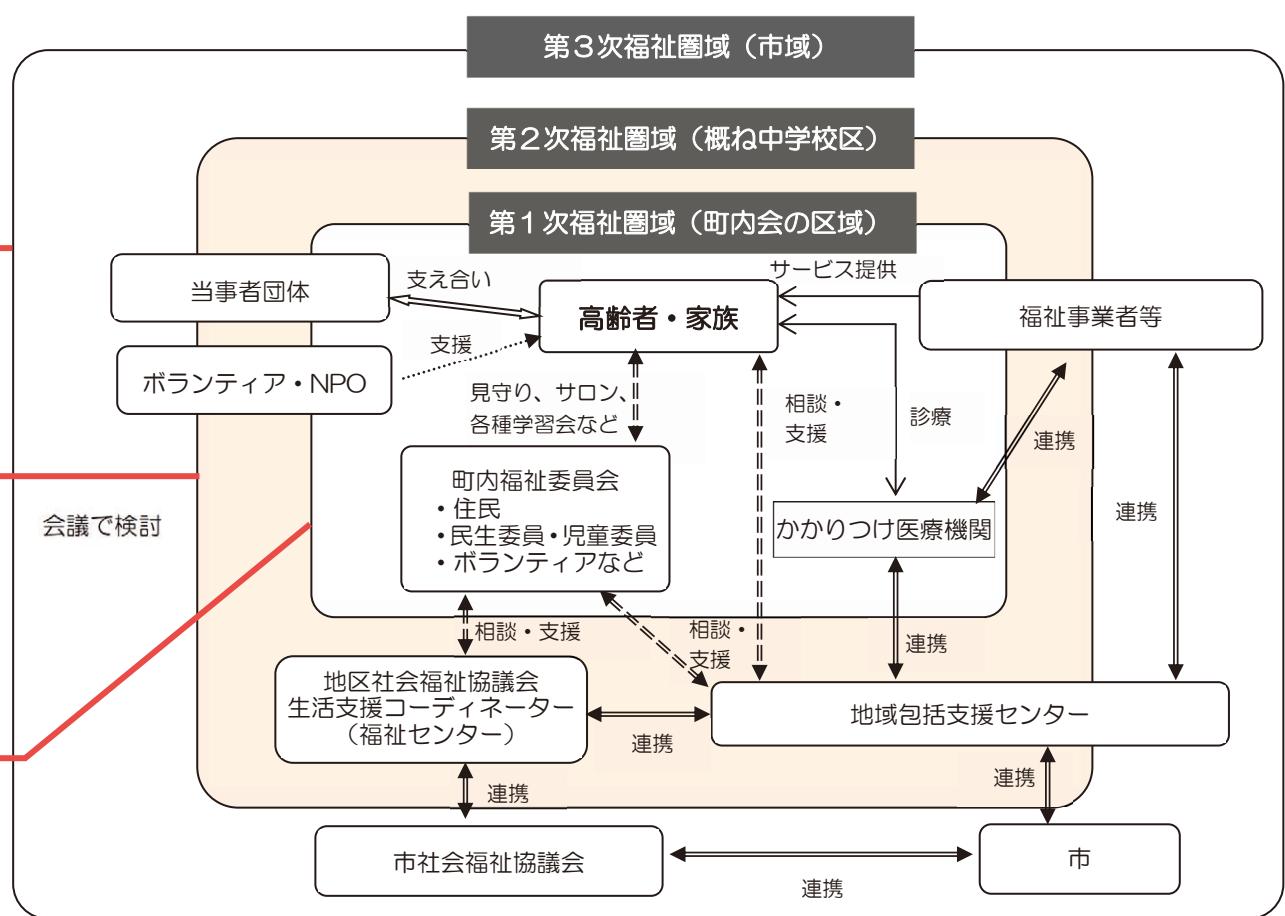


図1-6 障害のある人への支援イメージ図

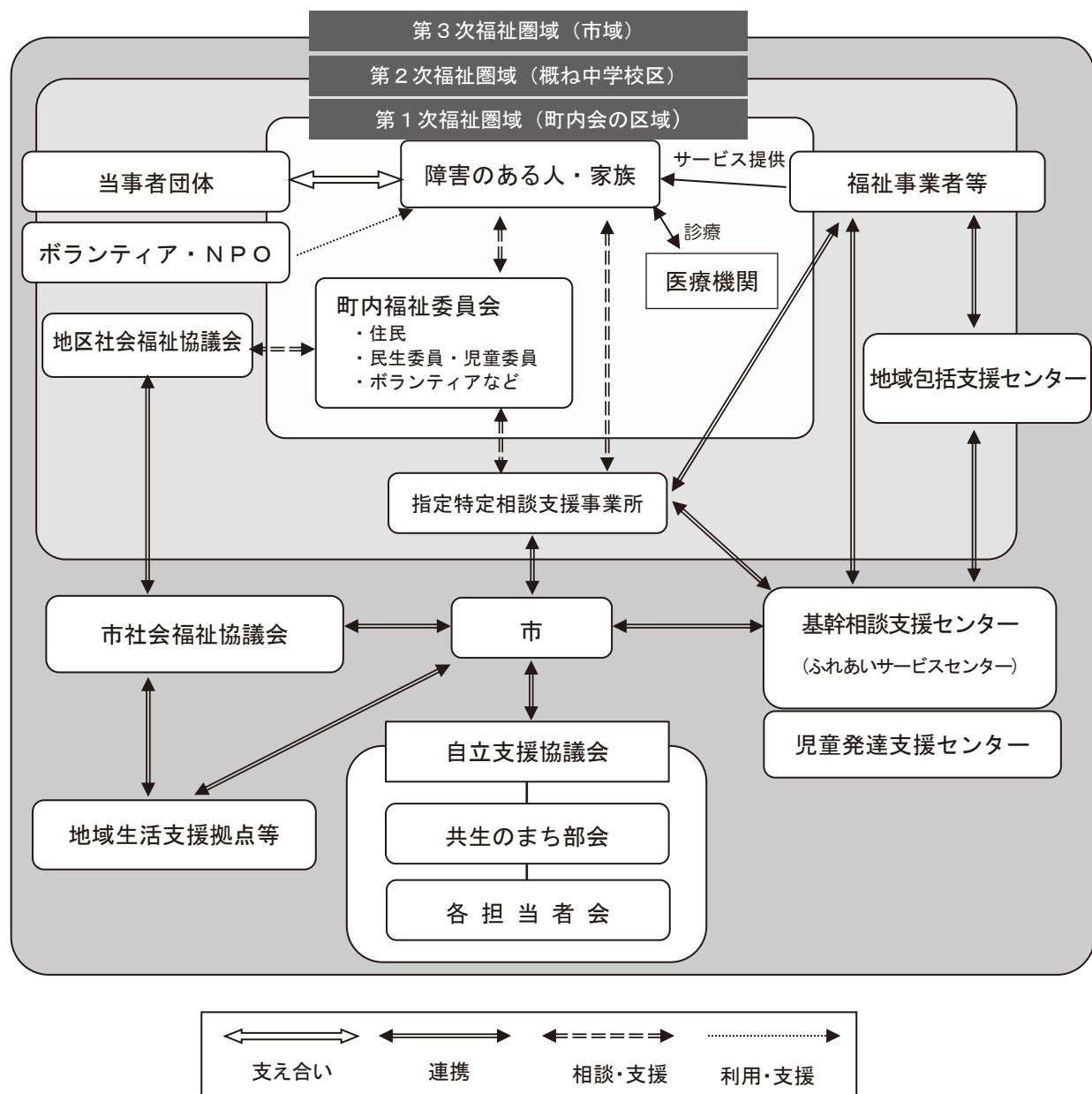




図1-7 子育て家庭への支援イメージ図

